

1. 貸店舗を借りている事業者が取り付けた特定附帯設備に係る固定資産税について

平成16年度の地方税法の改正に伴い、平成16年4月1日以降に、貸店舗を借りている事業者(以下、「テナント事業者」という)が、みずからの事業の用に供するために貸店舗に取り付けた内装工事や建築設備(以下「特定附帯設備」といいます)については、平成18年度から償却資産としてテナント事業者に固定資産税を課税することになりました。

「特定附帯設備」とは

建築設備等のほか、木造家屋については外壁、内壁、天井、造作、床または建具をいい、木造以外の家屋にあっては外周壁骨組み、間仕切骨組み、外部仕上げ、内部仕上げ、床仕上げ、天井仕上げ、屋根仕上げまたは建具を指します。

※平成16年4月1日以後に取り付けられた附帯設備が対象となります。平成16年3月31日以前に取り付けられた附帯設備に対して課する固定資産税については適用されませんのでご注意ください。

家屋と建築設備等の所有関係

設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	償却資産	家屋	償却資産	家屋
床、壁、天井仕上げ等内装工事		○	◎	
ビル等における受変電設備、発電設備、蓄電池設備	◎		◎	
屋内電灯証明設備		○	◎	
給排水、衛生及びガス設備		○	◎	
空調、換気設備		○	◎	
防災、運搬設備(エレベーター等)		○	◎	